

平成 30年度 12月分 工事請負変更契約状況表

(単位：円)

(上水・工水・下水会計)

担当課 工事番号	契約年月日	工事名	契約の相手方	設計金額	請負代金額	請負代金額の増減	当月分の増減	工期	契約期間	備考
下水道建設課 17000128	H29. 12. 15	北部第 1 1 汚水幹線工事その 4	第五工業株式会社 山田 敬三	258,865,200	224,757,720			106	H29. 12. 16 H30. 3. 31	
	H30. 3. 22							330	H29. 12. 16 H30. 11. 10	
	H30. 9. 13			275,962,680	239,602,320	14,844,600		330	H29. 12. 16 H30. 11. 10	
	H30. 10. 31							380	H29. 12. 16 H30. 12. 30	
	H30. 12. 20			275,269,320	238,999,680		△ 602,640	380	H29. 12. 16 H30. 12. 30	-0.25%
下水道建設課 17000129	H29. 12. 15	和田川排水区支線工事	株式会社森本組 和歌山営業所 笈 孝之	320,937,120	277,128,000			106	H29. 12. 16 H30. 3. 31	
	H30. 3. 20							330	H29. 12. 16 H30. 11. 10	
	H30. 10. 18							390	H29. 12. 16 H31. 1. 9	
	H30. 12. 5			316,538,280	273,328,560		△ 3,799,440	390	H29. 12. 16 H31. 1. 9	-1.37%
	H29. 12. 13			中央処理区支線工事その 1	有限会社ユートピア建設 藤井 良之	149,181,480	129,530,820			108
H30. 3. 15	159,226,560	138,251,880	8,721,060				320	H29. 12. 14 H30. 10. 29		
H30. 10. 18							380	H29. 12. 14 H30. 12. 28		
H30. 12. 17	168,285,600	146,117,520				7,865,640	380	H29. 12. 14 H30. 12. 28	5.69%	
H29. 12. 20	北部処理区支線工事その 4	株式会社川嶋工業 和歌山支店 川嶋 由美	140,740,200			122,184,599			101	H29. 12. 21 H30. 3. 31
H30. 3. 15							300	H29. 12. 21 H30. 10. 16		
H30. 10. 3							376	H29. 12. 21 H30. 12. 31		
H30. 12. 19							407	H29. 12. 21 H31. 1. 31		
H30. 6. 18			湊南第 3 排水区支線工事その 2	良誠工業株式会社 中山 勝裕	352,408,320	303,987,448			210	H30. 6. 19 H31. 1. 14
H30. 12. 25							270	H30. 6. 19 H31. 3. 15		
下水道施設課 18000004	H30. 6. 20	島橋雨水ポンプ場場内整備工事	株式会社三愛基礎工業 室家 悌二郎	23,803,200	21,060,000			180	H30. 6. 21 H30. 12. 17	
	H30. 12. 6			23,492,160	20,784,280		△ 275,720	180	H30. 6. 21 H30. 12. 17	-1.31%
管路整備課 18000007	H30. 7. 5	雄松町工業用配水管布設替工事	中村設備工業株式会社 中村 伸行	34,959,600	31,446,360			190	H30. 7. 6 H31. 1. 11	
	H30. 12. 26							238	H30. 7. 6 H31. 2. 28	
下水道建設課 18000011	H30. 7. 11	マンホールトイレ設置工事その 3 4	株式会社丸和商会 塩崎 和仁	21,018,960	18,576,000			155	H30. 7. 12 H30. 12. 13	
	H30. 12. 3			20,838,600	18,416,160		△ 159,840	155	H30. 7. 12 H30. 12. 13	-0.86%
管路整備課 18000019	H30. 7. 27	吉礼配水管布設工事その 2	根田建設株式会社 根田 佳幸	56,300,400	50,667,866			150	H30. 7. 28 H30. 12. 24	

	H30. 12. 14							216	H30. 7. 28 H31. 2. 28	
下水道管理課 18000028	H30. 8. 8	和歌川処理区支線改築工事	株式会社希真産業 倉根 隆志	4, 735, 800	4, 179, 600			90	H30. 8. 9 H30. 11. 6	
	H30. 11. 5			4, 139, 640	3, 652, 560	△ 527, 040		140	H30. 8. 9 H30. 12. 26	
	H30. 12. 14							140	H30. 8. 9 H30. 12. 26	設計内容の変更
下水道建設課 18000030	H30. 8. 28	マンホールトイレ設置工事その3 5	有限会社柴山建設 柴山 卓之	10, 607, 760	9, 331, 200			130	H30. 8. 29 H31. 1. 5	
	H30. 12. 17			11, 342, 160	9, 977, 040		645, 840	130	H30. 8. 29 H31. 1. 5	6. 92%
管路整備課 18000032	H30. 8. 28	加太配水管布設替工事	中村設備工業株式会社 中村 伸行	9, 601, 200	8, 510, 400			125	H30. 8. 29 H30. 12. 31	
	H30. 12. 21			10, 670, 400	9, 450, 000		939, 600	125	H30. 8. 29 H30. 12. 31	11. 04%
上・工業用水道管理課 18050001	H30. 9. 21	六十谷第2浄水場自家発電機棟壁修理 工事	株式会社新光商事 城 裕之	5, 468, 040	4, 914, 000			150	H30. 9. 22 H31. 2. 18	
	H30. 12. 13			5, 840, 640	5, 248, 800		334, 800	150	H30. 9. 22 H31. 2. 18	6. 81%

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第17000128号
工 事 名	北部第11汚水幹線工事その4
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ250mmHP管推進工 高耐荷力泥土圧方式 L=244.35m</p> <p>φ300mmHP管推進工 高耐荷力泥土圧方式 L=122.15m</p> <p>φ200mmVU管鋼製さや管工推進工(φ400mm) L=7.27m</p> <p>φ200mmPRP管 布設工 L=98.55m</p> <p>マンホール工</p> <p>(組立2号-9、組立0号-2、小型レジン-2) 13か所</p> <p>取付管およびます工 10か所</p> <p>付帯工 1式</p> <p>水道管移設工 1式</p>
変更の理由	<p>北部第11汚水幹線工事その4（和歌山市梅原地内）において、一部既設水道が支障とならなくなったため、水道移設範囲が減少し舗装復旧工が減工となった。また、補助地盤改良工において、地中の岩盤層が想定よりも大きく注水量が減少した。このことにより、建設工事請負契約第24条の規定により請負代金の減額変更を行いたい。</p>

年 度	平成 2 9 年度
工 事 番 号	第 1 7 0 0 0 1 2 9 号
工 事 名	和田川排水区支線工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	φ 900mm HP管 刃口推進工 L=3. 61m φ 900mm HP管 泥濃式推進工 L=252. 85m (R1-R2 L=35. 55m、R2-R3 L=217. 30m) マンホール工 4か所 (高落差-1、5号組立-1、現場打ち特殊-1、 分水人孔-1) 付帯工 1式
変 更 の 理 由	当初既設水道管がR2鋼製ケーシング立坑の施工に支障となるため移設予定であったが、試掘の結果、既設水道管の移設が不要となったため減額。 また、工事車両の通行に伴い、一般車両の通行が多く、道路の見通しが悪い交差点において、地元関係者と協議の結果、交通誘導員を 1 人追加配置することとなったため増額。 以上の理由により、工事請負契約書第 1 8 条第 1 項第 4 号に基づき精査した結果、同契約書第 1 8 条第 4 項第 2 号に該当すると認められるため、同条第 5 項及び第 2 4 条を適用し請負代金額変更。

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第17000228号
工 事 名	中央処理区支線工事その1
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p> <math>\phi</math>250mmHP管推進工  高耐荷力泥土圧方式 L=173.6m  <math>\phi</math>200mmPRP管布設工 L=295.4m  マンホール工 23か所  (組立2号-6, 組立1号-5, 組立楕円-2, 塩ビ-10)  取付管およびます工 32か所  付帯工 1式  水道管移設工 1式  整備面積(分流・汚水) A=1.15ha </p>
変更の理由	<p> 汚水管布設時に水道管が支障となり、それに伴い配水管布設距離が延長となったため結果増額となった。  上記理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第5号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第24条適用により、増額変更。 </p>

年 度	平成29年度																
工 事 番 号	第17000231号																
工 事 名	北部処理区支線工事その4																
変更後の工事場所																	
変更後の工事概要	<table><tr><td>φ200mmVP管推進工 低耐荷力泥土圧1工程方式</td><td>L=60m</td></tr><tr><td>φ200mmPRP管布設工</td><td>L=686m</td></tr><tr><td>マンホール工</td><td></td></tr><tr><td>(2号-1、1号-18、0号-1、小型レジン-5)</td><td>25か所</td></tr><tr><td>取付管およびます工</td><td>94か所</td></tr><tr><td>付帯工</td><td>1式</td></tr><tr><td>水道管移設工</td><td>1式</td></tr><tr><td>整備面積(汚水)</td><td>A=2.10ha</td></tr></table>	φ200mmVP管推進工 低耐荷力泥土圧1工程方式	L=60m	φ200mmPRP管布設工	L=686m	マンホール工		(2号-1、1号-18、0号-1、小型レジン-5)	25か所	取付管およびます工	94か所	付帯工	1式	水道管移設工	1式	整備面積(汚水)	A=2.10ha
φ200mmVP管推進工 低耐荷力泥土圧1工程方式	L=60m																
φ200mmPRP管布設工	L=686m																
マンホール工																	
(2号-1、1号-18、0号-1、小型レジン-5)	25か所																
取付管およびます工	94か所																
付帯工	1式																
水道管移設工	1式																
整備面積(汚水)	A=2.10ha																
変 更 の 理 由	<p>本工事施工にあたり、次のとおり変更となります。</p> <p>本工事の推進工において、ライナープレート立坑S108'及びS110'底部の地下水圧が強く、地下水及び砂が立坑底部周辺から立坑内に押し出されており、施工時間内の地下水位低下工だけでは止水処理が困難となり、施工方法の検討に不測の日数を要した。前述した内容を踏まえ協議した結果、受注者の責めに帰することができない事由であると判断した。本工事の受注者である株式会社川嶋工業和歌山支店 支店長 川嶋由美より、建設工事請負契約書第21条第1項に基づき工期延長請求書の提出があり、同契約書同条第2項及び第23条に基づき31日間の工期延長をいたしたい。</p>																

年 度	平成30年度
工 事 番 号	第18000002号
工 事 名	湊南第3排水区支線工事その2
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	φ1500mmHP泥水式推進工 L=327.5m マンホール工 1式 付帯工 1式 水道管移設工 1式
変更の理由	試験掘り調査施工に伴い、施工時期調整のため地下埋設物管理者及び地元との協議を行ったところ施工着手までに不測の日数を要したため、契約書第23条より60日間の工期延長とした。

年 度	平成30年度
工 事 番 号	第18000004号
工 事 名	島橋雨水ポンプ場場内整備工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	場内整備工 . . . . . 1式 舗装工 . . . . . 1式 付帯工 . . . . . 1式 電気設備工 . . . . . 1式
変更の理由	・島橋雨水ポンプ場場内整備工事において、フェンスの延長が減ったため減額変更といたしたい。 上記理由により、工事請負契約書第18条第2項に基づき精査した結果、同条第4項第3号に該当するため、同条第5項及び第24条の規定により減額変更といたしたい。



年 度	平成30年度
工 事 番 号	第18000007号
工 事 名	雄松町工業用配水管布設替工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	
変 更 の 理 由	<p>本工事施工にあたり、当初夜間工事で施工予定であった本復旧工が、地元自治会の要望などを考慮し管轄警察署と協議した結果、一部を昼間施工に変更することとなり、それに伴い、道路使用許可書における通行規制方法の変更申請に時間を要し、計画の工程より遅延することとなった。このことにより、本工事の受注者 中村設備工業株式会社 代表取締役 中村伸行より工事請負契約書第21条に基づき、工期延長請求書の提出がありました。検討したところ妥当と判断しましたので同契約書第23条に基づき、平成31年1月11日から平成31年2月28日まで48日間の工期延長するものである。</p>

年 度	平成30年度
工 事 番 号	第18000011号
工 事 名	マンホールトイレ設置工事その34
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	マンホールトイレ工 1式 設置基数(組数) 10基(2組/5基) マンホール(1号) 4か所 付帯工 1式
変 更 の 理 由	<p>土間コンクリートの施工について、本工事と隣接している工事との取り合わせ部で、形状変更が必要となり、公園管理者と再度協議した結果、土間コンクリート施工面積を減工することとなった。</p> <p>上記理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第5号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第24条適用により、減額変更いたしたい。</p>

年 度	平成30年度
工 事 番 号	第18000019号
工 事 名	吉礼配水管布設工事その2
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	φ600mm NS形 DIP L=82.0m φ500mm NS形 DIP L=96.0m
変 更 の 理 由	本工事は、吉礼地内において和歌山県発注の和歌山橋本線道路改良工事（以下「県工事」という。）の施工範囲内にφ600mm・φ500mmの配水管を布設する工事ではありますが、県工事の進捗状況が遅れているため、本工事に遅れが生じ、受注者の責めに帰することができない事由であると判断しました。このことにより、本工事の受注者である根田建設株式会社より建設工事請負契約書第21条第1項に基づき工期延長請求書の提出があり、同契約書同条第2項及び第23条に基づき、平成31年2月28日まで工期延長いたしたい。

年 度	平成30年度
工 事 番 号	第18000028号
工 事 名	和歌川処理区支線改築工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	管きょ工 1式 マンホール工(1号) 1式 付帯工 1式
変更の理由	本工事において、薬液注入工による影響範囲が当初想定範囲より狭くなったため、舗装復旧工及び道路付属物復旧工を減工。また、人孔鉄蓋の高さ調整において当初設計の調整リング50mmでは、調整モルタルの厚みが厚くなるため調整リングを100mmに変更。 これらの変更に伴う内容変更。

企業局

年 度	平成30年度
工 事 番 号	第18000030号
工 事 名	マンホールトイレ設置工事その35
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	マンホールトイレ工 1式 設置基数(組数) 5基(1組/5基) マンホール工 1か所(1号-1) 付帯工 1式
変更の理由	既設土系舗装の保護に伴い敷鉄板の設置及び新設舗装範囲の変更に伴い増工となり、建設工事請負契約書第19条に基づく設計図書の変更を行うとともに、同契約書第24条の規定により請負金額に変更(増額変更)をいたしたい。

年 度	平成30年度
工 事 番 号	第18000032号
工 事 名	加太配水管布設替工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	φ75mm GX形 DIP L=150.6m 消火栓設置工 1箇所 給水管切替工 11箇所
変 更 の 理 由	<p>本工事において、当初設計より給水切替延長が伸びたことにより給水材料及び給水切替土工の増額。また、当現場は市道であり道路管理課と協議した結果、既設管を撤去する必要があることによる増額。</p> <p>以上の理由により、工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、第18条第4項第2号に該当すると認められるため、第18条第5項及び第24条の規定を適用し、増額変更とするものである。</p>

年 度	平成30年度
工 事 番 号	第18050001号
工 事 名	六十谷第2浄水場自家発電機棟壁補修工事
変更後の工事場所	和歌山市六十谷108番2
変更後の工事概要	直接仮設工事 1式 外壁改修工事 1式 防水改修工事 1式 塗装改修工事 1式 撤去工事 1式
変更の理由	数量調査の結果、補修数量の増加による増額。 上記理由により、工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第24条を適用し増額変更。